

茂財民第231号
令和8年2月12日

茂原市監査委員 風戸 博恭 様
茂原市監査委員 岡澤 与志隆 様

茂原市長 市原 淳

監査結果に対する措置通知書

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたので、通知いたします。

(対 令和7年12月16日 付け茂監第65号)

財務部	市民税課
監 査 結 果	
<p>◎未申告法人については、市民税課の法人市民税、資産税課の償却資産と同一法人の場合があると思われる。未申告法人の解消に向け、内容等を精査し、課税客体の把握に努め、同一である場合については、資産税課と市民税課が共同し対応にあたられたい。</p>	
措 置 内 容	
<p>資産税課の償却資産未申告法人について確認したところ、法人市民税未申告法人と同一法人が7件あった。そのうち市民税課へ申告のため来庁した法人1件について、資産税課へ案内し償却資産なしの申告を受けた。また、法人市民税を電子申告した法人1件について、資産税課へ情報提供した。</p> <p>法人市民税の勧奨通知に対して反応の無い法人5件について、資産税課で現地調査を実施したところ、2件については関係者と接触ができ、法人市民税と償却資産の申告を勧奨した。現地調査においても接触できなかった3件については、関係する不動産業者等に確認の結果、1件は事業実態が確認できず、1件は法人市民税の電子申告があった。残る1件については資産税課にて調査を継続していく。</p>	